

押印廃止に伴う入札関係要領における様式の改正について

新型コロナウイルス感染症への対応が求められている中、国において「行政手続等における書面規制、押印、対面規制」の積極的な見直しが求められている。

この見直しの動きが全庁的に行われる中で、令和3年4月1日より下記、入札関係要領の該当する様式の押印を廃止することとし、それに伴い様式を改正する。

記

要領名	左記要領の中の様式名	書類の名称
武豊町制限付き一般競争入札実施要領	様式第5号（第12条関係）	入札保証金免除申請書（単独参加用）
	様式第5号の2（第12条関係）	入札保証金免除申請書（特定建設工事共同企業体参加用）
	様式第6号（第15条関係）	契約保証方法通知書（単独参加用）
	様式第6号の2（第15条関係）	契約保証方法通知書（特定建設工事共同企業体参加用）
	様式第8号（第15条関係）	契約保証金免除申請書（単独参加用）
	様式第8号の2（第15条関係）	契約保証金免除申請書（特定建設工事共同企業体参加用）
武豊町事後審査型一般競争入札に関する事務取扱要領	（第15条関係）	契約保証方法通知書
武豊町公共工事等に係る前金払取扱要綱	様式第1号	中間前金払と部分払の選択について
	様式第2号	認定請求書
	様式第5号	中間前金払・部分払の変更申請書

◎上記様式の押印を廃止する理由

いずれの書類も落札後に提出される書類であり、法人の意思確認は既に出来ているため

※入札前は、従前どおり法人の意思確認を必要とする為、入札前の書類（入札参加申込書や入札書など）は、押印を求めることとする。

但し、電子入札システムにより提出する書類は除く。